

法第43条第2項の許可 **【チェック表】**

	添付書類	明示すべき事項等
1	許可申請書	建築基準法施行規則 第43号様式(許可)、正1通、副1通 (2面11は10㎡以内の建築物も記載) 第1面～第3面、第1面は「建築基準法第43条第2項第2号」とすること【認定(1号)は48号様式】 既設建築物がある場合は、既設建築物ごとに第3面を追加、 <b>1面・印不要</b>
2	委任状	「印」が必要
3	理由書	許可を受けようとする理由(例文あり)、(建築基準法上の道路に接しておらず…) <b>印</b>
4	誓約書	申請敷地に係る通路後退等の誓約(後退部分が発生しない場合は不要) <b>印</b>
5	通路の同意書	通路部分の所有者(民間)・管理者(民間)の <b>通行同意</b> (通路の所有者が官公庁の場合は協議書) <b>印</b>
6	放流等の同意書	民間所有の側溝等に、雨水や合併浄化槽の水を放流する場合 <b>印</b>
7	申請敷地の同意書	申請敷地において、土地所有者以外の者が申請(建築)する場合(親子関係でも必要) <b>所有者の同意書の添付 印、又は、土地売買契約書の写しの添付</b>
8	通路の協議書	通路部分の所有者が官公庁や法定外等の場合、管理者の通行協議(同意) <b>印</b>
9	下水等接続確認書	合併浄化槽等の場合は不要
10	付近見取図	都市計画図の白図、縮尺=1/2500、方位記載 申請敷地を赤色、通路部分を黄色、後退部分を黄色網掛け、基準法上の道路を緑色で囲む
11	配置図	通路の距離が長い場合は、通路全体が確認できる配置図と申請敷地部分の配置図の <b>2部</b> 縮尺、方位、延焼ライン、敷地に係る「隣地境界線」や「 <b>通路境界線</b> 」の記載 敷地が接する、「通路位置」と「通路接道長さ」及び「通路幅員」(通路幅員ごとに記載) 通路に所有者を記載(①5人の共有、公衆用道路、②山口市所有、法定外(赤線)、③個人所有の宅地) 建築基準法上の道路から申請敷地までの通路の距離寸法(中心線で計測) 敷地の「縦横断位置」と「縦横断図(X・Y方向)」 通路が接続する建築基準法上の「道路種別」と「幅員」 後退部分がある場合は後退線を記載し、敷地面積から除外する。 後退部分に「後退部分に建築物、門、塀等を建築・築造しない」ことを記載。 申請建築物と既設建築物の別、敷地内の申請建築物の位置寸法を記載(3箇所以上) 敷地内の各建築物(申請・既設共)の「用途・構造・階数・建築面積・延べ面積・最高高さ・最高軒高さ」 敷地内の雨水等の放流先・流下方向・敷地内の樹等・通路内の柵等の記載、既存部分も含む 敷地内の汚水・雑排水も上記に同じ。井戸、浄化槽(合併・単独の別、人槽の記載)の位置記載 擁壁・塀等の位置・高さ寸法と構造耐力上の安全確認を記載 申請敷地を赤色、通路部分を黄色、後退部分を黄色網掛け、基準法上の道路を緑色で囲む
12	敷地求積図	方位、敷地の求積図、求積表(後退後)
13	敷地の縦横断図	縮尺、敷地境界線の位置(配置図へ記載可能) 敷地と前面通路及び隣地の地盤の高低差寸法(配置図へ記載可能) 法面の場合は勾配や土質、構造物等がある場合は構造物の種別・安全性等を記載
14	各階平面図	縮尺、方位、寸法、間取りが確認できる図、延焼ライン 屋根と外壁の構造(立面図記載でも可、審査会第3号タイプ2・3は軒裏構造も記載※)
15	建築物求積図	建築面積・延べ面積、平面図の寸法と整合が可能であること
16	立面図 4面	縮尺、道路斜線、北側斜線、隣地斜線を記載(明らかに適合する場合はコメント記載可能) 各建築物の「最高高さ」と「最高軒高さ」を記載(4面の内、1面で可能)
17	写真撮影方向図	配置図と別図とし、通路全体が確認できる配置図に記載 申請敷地を赤色、通路部分を黄色、後退部分を黄色網掛け、基準法上の道路を緑色で囲む
18	写真	道路と通路の接続状況、通路の現況形態、通路と申請敷地との接道状況、申請敷地の状況 大きさは概ねサービス版(L版89×127)以上程度とし、カラー(カラーコピー可能) 「申請敷地の各コーナー方向(4方向以上)」、「雨水等の放流先」の写真を添付 申請敷地を赤色、通路部分を黄色、後退部分を黄色網掛け、基準法上の道路を緑色で囲む
19	公図の写し	「字」等で2枚以上に分かれる場合は、集合図(1枚)とし、通路に「地目」と「所有者」を記載 例①:A・B・C氏の3名共有の公衆用道路、例②:山口市所有(法定外赤線)の公衆用道路 申請敷地を赤色、通路部分を黄色、後退部分を黄色網掛け、基準法上の道路を緑色で囲む
20	登記簿謄本	申請敷地、通路(通路部分は要約書で可能)の土地登記、発行日6ヶ月以内のもの 過去に住宅等が建っていた建物登記、又は、建替を示す証明等(未登記の場合、用途が分かる写真でも可能) 申請敷地・通路共に抵当権等があっても同意等は不要 申請者と土地の所有者が違う場合は、同意書等の添付が必要(親子関係でも必要)

(裏面も参照。) ※各図面には設計者の押印は不要。

## 【注意事項】

- ・各図面等は北方向を上側(机上で上側、向こう側)とし、各図面で統一して下さい。
- ・延焼のおそれのある部分に建築物がかかる場合は、外壁(軒裏)の防火構造が必要です。(木造や耐火建築物等に関係なく必要です。)
- ・同意書等の添付の有無は、原則、許可運用基準や認定基準の各規定に基づき添付して下さい。
- ・申請敷地の同意が必要である場合は、原則、「所有権者の同意」や「土地売買契約書の写し」の添付が必要ですが、所有権者の全員の同意が取れない場合は、「同意が取得できない理由」や「問題が生じた場合は申請者と所有権者間で解決いたします」等の文書が必要です。
- ・通行同意が必要である場合において、所有権者全員の同意が取れないときは、所有権者の代表者の同意があれば良いです。ただし、所有権者の代表は通路の通行同意について、「問題が生じた場合は所有者間で解決いたします」という文書が必要です。(放流同意も同様です。)
- ・写真撮影が物理的に困難な箇所は、その周囲や付近の写真として下さい。(許可を得ずに他の土地等に立ち入らないようにして下さい。)
- ・写真の映りが鮮明でない場合は、撮り直しを指示する場合があります。
- ・写真のサイズが小さく見にくい場合には、サイズの大きいものを添付してください。
- ・雨水等の放流先の水路等が、雑草などにより水路形態が不明とならないように写真撮影して下さい。